年金ポータビリティを知りましょう

退職後の進路によって、年金ポータビリティの選択肢が変わります

脱退一時金相当額を他の年金制度へ移換すると、給付設計や受給要件などについては、引き継ぎ先の制度が適用されます。

退職後の進路によって、選択できる年金ポータビリティも変わってきます。他の年金制度への引き継ぎを希望される方は、ご自分がどのケースにあてはまるか、あらかじめ確認しておきましょう。

退職後の進路による選択肢を確認しましょう

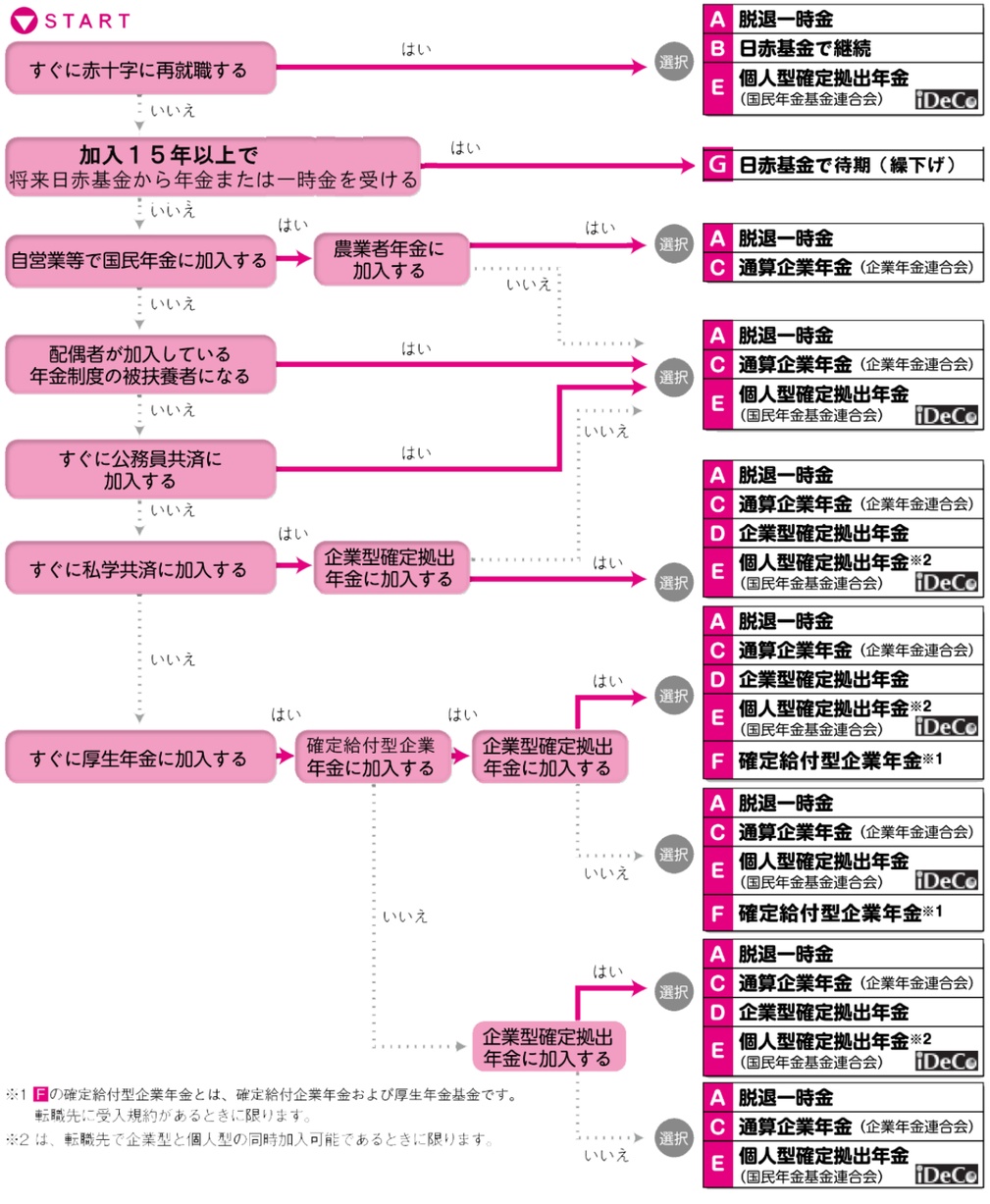

※1 Fの確定給付型企業年金とは、確定給付企業年金および厚生年金基金です。
転職先に受入規約があるときに限ります。

※2 は、転職先で企業型と個人型の同時加入可能であるときに限ります。

年金ポータビリティの選択肢

A 脱退一時金の受給	退職時に一時金をうけとります。 一時金でうけとると、「退職所得」として課税対象となります（退職年分）。
B 日赤基金で継続	すぐに他の赤十字の施設に正職員として再就職するときは、再び日赤基金の加算適用加入員となります。 このため、一時金をうけとらずに、引き続き年金原資の積立てを行うことができます。
C 通算企業年金	一時金相当額が企業年金連合会に引き継がれます。 年金の支給開始年齢に達したときから、「通算企業年金」を終身にわたってうけることができます。退職後、連合会に直接掛金を追加拠出することはできません。 登録手続は企業年金連合会が行います。 移換先窓口 企業年金連合会（年金サービスセンター　年金相談室） ☎0570 (02) 2666　https://www.pfa.or.jp/ ＊IP電話・PHSからは ☎03 (5777) 2666
D 企業型確定拠出年金	再就職先の企業型確定拠出年金に加入するとき、一時金相当額を引き継ぐことができます。 企業型確定拠出年金では、一時金相当額と掛金を原資に運用を行い、その結果に応じて年金額が決まります。 加入手続は再就職先の事業所が行います（再就職先の企業に確定拠出年金制度があり、すぐに加入することになるかを事前にお問い合わせください）。※ 移換先窓口 再就職先の年金制度担当部署
E 個人型確定拠出年金	ご自分で銀行や郵便局などの受付金融機関を通じて加入しているときに、一時金相当額を国民年金基金連合会に引き継ぐことができます。 自己責任により運用を行い、その結果に応じて年金額が決まります（一時金相当額と退職後追加拠出し続ける掛金を原資に運用を行い、その結果に応じて年金額が決まります）。※ 移換先窓口 国民年金基金連合会（イデコダイヤル） ☎0570 (086)105　http://www.npfa.or.jp/401K/ ＊IP電話からは ☎045-330-8120
F 確定給付企業年金 厚生年金基金	転職先の確定給付企業年金に加入するとき、一時金相当額をうけ入れる規約があれば、引き継ぐことができます。厚生年金基金も同様です。 一時金相当額に掛金をプラスして、年金原資の積立てを行います。 加入手続は再就職先の事業所が行います（再就職先の企業に確定給付企業年金制度があり、すぐに加入することになるかを事前にお問い合わせください）。※ 移換先窓口 再就職先の年金制度担当部署
G 日赤基金で待期	日赤基金での加入者期間が15年以上ある方は、将来基金から年金または一時金を受けることができます。

※加入時に、再就職先もしくは受付金融機関から「移換申出書」を入手し、赤十字の勤務先に提出してください。
なお、「移換申出書」は、退職後１年以内、または再就職した場合は再就職から3カ月以内のいずれか早い日までに、赤十字の勤務先に申し出なければなりません。

＊今後の法改正により、内容が変更となる可能性があります。

ご本人が手続きをする必要があります！

退職するときは、必ず自分自身で手続きをしてください。